

令和元年10月1日よりタクシーの運賃が変わります ～消費税率改定に伴う運賃改定について～

令和元年10月1日実施の消費税率改定に伴う新たなタクシー運賃について、令和元年8月30日付けで公示しました。これにより、10月1日から、消費税率の引き上げ分を反映したタクシー運賃が適用されることとなります。

1. 実施時期：令和元年10月1日

2. 消費税転嫁の概要（別添）

各地域の運賃表は関東運輸局HPをご覧ください。

HPアドレス：

① 公定幅運賃の範囲の指定について（R1.8.30改正）

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyokaisi/date/kouteihaba_1.pdf

② 公定幅運賃の範囲の指定について（R1.8.30改正） ※茨城県鹿行交通圏

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyokaisi/date/kouteihaba_2.pdf

③ 自動認可運賃等について（タクシー）（R1.8.30改正）

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyokaisi/date/jidouninka_1.pdf

3. 消費税転嫁・公示の考え方

- （1）現行の自動認可運賃等の初乗運賃額に110/108を乗じて10円単位に四捨五入した額を改定初乗運賃額とするとともに、改定による増収が事業収入全体で110/108の範囲内となるよう調整して改定加算距離を設定。
- （2）「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく特定地域等は「公定幅運賃」、それ以外の地域は「自動認可運賃」として公示。

国土交通省本省でも同時にプレスしております。

アドレス：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

連絡先 関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 小林・春原

電話：045-211-7246(直通)・FAX：045-201-8802

(配布先) 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)

(別 添)

タクシー運賃の消費税転嫁概要

都県	運賃ブロック	転嫁前				転嫁後			
		初乗距離	初乗運賃額	加算距離	加算運賃額	初乗距離	初乗運賃額	加算距離	加算運賃額
東京都	特別区・武三地区	1. 052km	410円	237m	80円	1. 052km	420円	233m	80円
	多摩地区	2. 0km	730円	276m	90円	2. 0km	740円	271m	90円
	島しょ地区	2. 0km	680円	236m	80円	2. 0km	690円	232m	80円
神奈川県	京浜地区	2. 0km	730円	293m	90円	2. 0km	740円	288m	90円
	相模・鎌倉地区	2. 0km	730円	293m	90円	2. 0km	740円	288m	90円
	小田原地区	1. 8km	770円	247m	90円	1. 8km	780円	243m	90円
埼玉県	埼玉県A地区	2. 0km	730円	301m	90円	2. 0km	740円	296m	90円
	埼玉県B地区	2. 0km	730円	299m	90円	2. 0km	740円	294m	90円
千葉県	千葉県A地区	2. 0km	730円	289m	90円	2. 0km	740円	284m	90円
	千葉県B地区	2. 0km	730円	291m	90円	2. 0km	740円	286m	90円
群馬県	群馬県A地区	2. 0km	770円	278m	90円	2. 0km	780円	274m	90円
	群馬県B地区	1. 8km	770円	219m	90円	1. 8km	780円	216m	90円
栃木県	栃木県地区	2. 0km	730円	281m	90円	2. 0km	740円	276m	90円
茨城県	茨城県地区	2. 0km	730円	282m	90円	2. 0km	740円	277m	90円
山梨県	山梨県A地区	1. 8km	770円	268m	90円	1. 8km	780円	264m	90円
	山梨県B地区	1. 8km	730円	244m	90円	1. 8km	740円	240m	90円

運賃額等は普通車の距離制運賃上限値